

川越市「行事に伴う食品の臨時出店」に係る指導要領（案）

1 目的

この要領は、学園祭、夏祭り、バザー等の行事の開催に伴い不特定又は多数の者を対象に簡易な施設等を設けて食品を提供する者に対し、食品衛生上の観点から必要な事項等について衛生指導を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において、「臨時出店」とは、行事の開催に伴い不特定又は多数の者を対象に食品を提供するものであって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条並びに食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）第2条及び第3条に基づく営業の許可を要しないものをいう。

3 臨時出店の届出

(1) 臨時出店に該当する場合、行事主催者又は代表者（以下「主催者等」という。）に対し、別記様式の臨時出店届を、行事を開催しようとする概ね七日前までに、保健所長あて提出するよう指導する。

なお、様式と同様の項目が網羅され、臨時出店に係る必要な情報が明記されたものであれば、届出を受理できるものとする。

(2) 臨時出店届を行った者に対しては、食品衛生上の留意事項について指導する。

また、別紙の「臨時出店における注意事項について」を活用し、主催者等が臨時出店に従事する者に対し食品衛生上の留意事項について周知徹底するよう指導する。

4 取扱食品

(1) 臨時出店において製造、加工又は調理ができる食品は、原則として別表の分類に掲げるものとし、次の事項について指導する。

- ア 生もの（刺身等）を含まないものであること。
- イ 臨時出店する場所において、原材料の下処理、仕込み等を行わないものであること。

なお、原材料の下処理、仕込み等を行う場合は、営業許可を受けた施設又は清潔な調理若しくは加工施設で行い、かつ、臨時出店における調理直前まで温度管理がなされたものであること。

- ウ 客への提供直前に加熱工程を有するものであること。

ただし、かき氷、清涼飲料水、酒類等の提供はこの限りではない。

- エ 使用する水は食品製造用水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に規定する水をいう。）であること。

(2) 別表に掲げる食品以外の製造、加工又は調理を行う場合には、その工程等についてよく聴取し、衛生上の問題が起こらないよう指導する。

(3) 臨時出店において単に食品を仕入れて提供する場合にあっては、次の事項について指導する。

- ア 衛生上支障がない場合を除き、容器包装に入れられたものであること。
- イ 適正な表示がされているものであること。
- ウ 表示されている消費期限又は賞味期限、保存方法等を遵守できるものであること。

5 施設及び設備

臨時出店の施設及び設備の指導にあたっては、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）第6条に定める簡易な飲食店営業等の営業施設の基準を参考とする。

6 遵守事項

臨時出店に従事する者の遵守事項について、次のとおり指導する。

- (1) 臨時出店場所及びその周辺は、衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 手洗設備には手指等の消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (3) 廃棄物及び排水の処理は適切に行うこと。

- (4) 食品、器具及び容器包装は、常に衛生的に取り扱うこと。
- (5) 食器類はなるべく使い捨てのものを使用すること。
ただし、反復継続して使用可能な食器類であって、洗浄、消毒、保管等の取扱いが衛生的に行われる場合はこの限りではない。
- (6) 食品の保管は、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。
- (7) 原則として食品の前日調理は行わないこと。
- (8) 食品を取り扱う者は、清潔な衣類を着用すること。
また、爪を短く切り、食品を取り扱う前及び用便後には手指等の洗浄及び消毒を行うこと。
- (9) 食品を取り扱う者は、健康状態の把握に十分留意すること。
また、事前に検便を実施することが望ましい。
- (10) 食品を取り扱う者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、食品に直接接触する作業をしないこと。
- (11) その他、届出時等に保健所から受けた指導等に従い、衛生的に食品を取り扱うこと。

7 その他

この要領は、行事に伴い食品の臨時出店を行うものを対象とするが、行事以外の臨時出店において営業の許可を要しない事例があったときはこれを準用する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表

分 類	食 品 例
煮物類	おでん、豚汁等
焼き物類	焼き鳥、いか焼き、焼きとうもろこし等
揚げ物類	空揚げ、フライドポテト等
蒸し物・ゆで物類	蒸しまんじゅう、じゃがバター等
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き等
麺類	焼きそば、ラーメン等
焼き菓子類	カステラ、今川焼、焼きだんご等
揚げ菓子類	ドーナツ、揚げまんじゅう等
あめ菓子類	べっこうあめ、果実アメ等
喫茶類	かき氷、清涼飲料水等
酒類	ビール等
その他	果実チョコ、ポップコーン、ポン菓子等